

平成 24 年 10 月 22 日	
第 5 回実務担当者による特定健診・ 保健指導等に関するワーキンググループ	資料 1-③

第二期特定健康診査等実施計画期間に向けての 特定健診・保健指導の実施について（とりまとめ）【抜粋】

3. 特定健診・保健指導の実施率向上に向けて

② 未受診者への対応

iii) 関係者間でのデータ連携

事業主健診データの保険者への円滑な提供については、事業主等に対して協力要請を行ったところであり、引き続きこうした取組みを進める。

また、現在、労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）に基づく事業主健診では電子的なデータ様式が定まっていないが、特定健診実施機関が事業主健診を受託している場合には、当該機関から特定健診の様式に沿って医療保険者へデータ提供することも有効と考えられる。

したがって、特定健診実施機関において実施を受託している事業主健診の対象者が多く、システム対応ができている等、費用対効果が認められる場合において、事業主から保険者へのより円滑なデータ提供を図るため、事業主は①事業主健診を委託する際に、対象者の保険者、記号・番号を明記し、②それに基づき事業主の委託を受けて実施機関が特定健診の様式(XML形式)に従い、医療保険者へデータ提供を行う、ことの普及に向けて、今後、事業主健診の実態を踏まえて、実務担当者によるワーキンググループで議論する。

4. 特定保健指導の実施方法について

② 健診受診日に初回面接を開始するための方策について

iii) 集合契約における取扱い

健診受診日に初回面接を開始することを推進するため、全ての検査結果が得られていることを前提に、集合契約においても、保険者が同意する場合には、健診受診日に保健指導を開始することを可能とすることを検討する。ただし、この場合においても、初回面接と6ヶ月後評価者は、同一機関に所属している等の要件を満たさない限り、同一人でなければならない。

なお、保険者による同意の有無を確認する方法等については、実務担当者によるワーキンググループで検討を行うこととする。